

○岡山県警察警備実施要則

(昭和 41 年 12 月 26 日公安委員会規程第 6 号)

岡山県警察警備実施要則を次のように定める。

岡山県警察警備実施要則

岡山県警察における警備実施については、警備実施要則(昭和 38 年国家公安委員会規則第 3 号)の定めによるほか、岡山県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。